

京都市上下水道局告示第55号

平成16年4月1日京都市上下水道局告示第2号（京都市上下水道局出納取扱金融機関等の指定）の一部を次のように改めます。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

第2項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 株式会社関西みらい銀行

第2項中第18号及び第19号を削り、第20号を第18号とし、第21号から第32号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部契約会計課）